

こどもの人権問題に関して法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた主な事例

1. 小学校におけるいじめ事案

◆小学生の児童が、同級生から体を後ろから押されたりするなどのいじめを受け、不登校となったにもかかわらず、学校が十分な対応を行っていないとして、相談があった事案である。

法務局が調査した結果、学校は、本件いじめについての調査や、当該児童が再び登校できるよう配慮することとしていたものの、保護者には学校の対応が十分に伝わっていない可能性が認められた。

そこで、法務局の仲介によって学校と保護者の話し合いを行い、保護者の要望を整理して学校に伝え、学校からもいじめ事案には学校全体として対応し、今後も当該児童の不登校の解消に向けて対応を継続していくことが伝えられた結果、保護者が学校の対応に一定の理解を示し、当事者間の関係改善が図られた。

(措置:「調整」)

2. 高校生に対する虐待事案

◆高校生の生徒が、不登校となっていることについて親に相談したところ、親から、蹴られて家を追い出されたとして、「LINEじんけん相談」による相談があった事案である。

当該生徒は、自殺を企図するような言葉も述べていたため、法務局は、当該生徒に現在地を確認した上で、直ちに最寄りに所在する法務局から職員が当該生徒の下へ向かい、当該生徒を保護するとともに、児童相談所への通報を行った。

その結果、学校と児童相談所が連携して当該生徒を見守る体制が構築され、それ以降、親からの暴力はなく、当該生徒の不登校も解消された。

(措置:「援助」)